

令和4年7月29日

～一人一人が尊重されるまちを目指して～

「パートナーシップ宣誓制度導入」を行います

本市では7月30日(土)より、LGBTなどの性的マイノリティーのカップルを婚姻と同等の関係として認める「パートナーシップ宣誓制度」を導入します。県内自治体では熊本市、大津町に引き続き3例目です。

宣誓制度導入により、全ての人が暮らしやすい社会を目指して取り組みを進めていきます。また、同日に差別のない明るいまちづくりをより一層推進するため「人権未来都市」を宣言します。

●パートナーシップ宣誓制度

性的マイノリティーのカップルを婚姻と同等の関係として認めるもの。法的効力はありませんが、公営住宅に家族として入居できる他、病院で家族と同様の扱いを受けることができるなど一部の民間サービスを受けることができます。

市役所人権啓発・男女共同参画推進課で宣誓書を提出すると、受領書と受領カードを交付します。

※周知のための記事掲載及び取材についてよろしく申し上げます

■本件に関するお問い合わせ先 菊池市役所人権啓発・男女共同参画推進課

担当：相馬、森、高野

MAIL：jinken@city.kikuchi.lg.jp

TEL：0968(25)7209 FAX：0968(25)5720

